

れいわ ねんど
令和7年度

ひこねしせいしんほけんふくし
彦根市精神保健福祉のてびき

ほんにん かぞく ふくし あんない
ご本人やご家族のための福祉サービスのご案内



かがや い く
みんなで ともに 輝いて生きる・暮らす
あんしん あんぜん ひこね
安心・安全で やさしいまち 彦根

ひこねししょうがいふくしか
彦根市障害福祉課

TEL 0749(27)9981 FAX 0749(30)9231

「精神保健福祉のてびき」のご利用に当たって

この冊子は精神障害やこころの障害のある人の障害福祉制度の概要であり、各制度の内容を簡潔にまとめてあります。

各制度の要件など、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

なお、年度途中に、各制度の要件等に変更が生じることもありますのでご了承ください。

◆◇ もくじ ◇◇

お知らせ	「災害時避難行動要支援者制度」に登録しましょう	5
I	精神障害者保健福祉手帳の申請方法	6
II	等級別制度一覧	7
III	各種制度について	9
1	医療費の負担を軽くしたい…医療費の助成	9
●	重度障害者(児)福祉医療費助成制度	9
●	自立支援医療(精神通院)制度	10
●	精神障害者精神科通院医療費助成制度	11
●	後期高齢者医療制度への加入(障害認定)	12
●	医療費控除	12
2	生活費に関する心配がある…手当・年金	13
●	障害基礎年金	13
●	障害厚生年金・障害共済年金	13
●	特別障害給付金	14
●	生活保護	14
●	生活困窮者自立支援	15
●	特別障害者手当	16

● 障害児福祉手当	17
● 特別児童扶養手当	18
● ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)の介護料	18
3 税の控除・軽減・減免を受けたい…税の控除・軽減・減免	19
● 住民税・所得税の控除	19
● 所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)	20
● 固定資産税の軽減(バリアフリー改修減額制度)	20
● 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の減免	21
● 軽自動車税(種別割)の減免	22
● 相続税の控除	23
● 贈与税の非課税	23
4 公共料金の割引を受けたい…公共料金の割引	24
● NHK放送受信料の減免	24
● 携帯電話基本使用料等の割引	24
● 電話番号の無料案内(NTTグループふれあい案内)	24
● 県立施設入場(館)料の割引	24
● 彦根城・彦根城博物館の入場料免除	25
● 市営駐車場使用料金の減免	25
● プロシードアリーナHIKONE使用料金の減免	26
● 荒神山公園・金亀公園の使用料金の割引	26
5 行動範囲を広げるための制度を知りたい…行動範囲の拡大	27
● タクシー運賃の割引	27
● 予約型乗合タクシー(愛称:愛のりタクシー)運賃の割引	27
● 湖国バス・彦根観光バス運賃の割引	27
● 航空旅客運賃の割引	27
● 自動車燃料費・タクシー運賃の助成	28

● ヘルプマーク	28
● 車いすの貸出	29
● JR線旅客運賃の割引	29
● 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	29
6 日常生活をより快適なものにしたい…日常生活の支援	30
● 日常生活用具の給付	30
● 日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い	30
7 社会参加の促進	31
● 滋賀県障害者スポーツ大会	31
● スペシャルスポーツの広場	31
● 彦根市障害者福祉センターの利用	32
● 彦根バリアフリーマップ	32
IV 障害福祉サービス等について	33
● 障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ	33
● さまざまな障害福祉サービス	34
● 障害児通所支援	35
● 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援	36
● 地域生活支援事業	37
● 地域活動支援センター I 型事業	38
V さまざまな支援について	39
1 精神障害者の就労について相談に乗ってほしい	39
● 彦根公共職業安定所(ハローワーク彦根)	39
● 湖東地域障害者就業・生活支援センター(働き・暮らしコトー支援センター)	39
● 滋賀県障害者職業センター	39
2 アルコールについて知りたい	40

● 滋賀県断酒同友会	40
● AA(アルコールクス・アノニマス)	40
3 家族の悩みを知ってほしい	40
● 集まろう会	40
4 その他の相談窓口	41
● 彦根市障害福祉課	41
● 彦根保健所	41
● 彦根市障害者福祉推進員	41
● 地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)	41

お知らせ

さいがいじひなんこうどうようしえんしゃせいど とうろく

「災害時避難行動要支援者制度」に登録しましょう

災害が起きたときに、ひとり暮らしの高齢の人や重度の障害のある人など、ご自身や家族の力だけでは避難することができない人が、地域の中で支援を受けられるようにするため「災害時避難行動要支援者制度」があります。

災害時避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当し、災害時等における地域での支援を希望する在宅の人です。

- ① 満 75 歳以上の独居の高齢者または満 75 歳以上の人のみで構成する世帯の高齢者
- ② 要介護 3・4・5 の認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳 1 級・2 級の交付を受けている人
- ④ 療育手帳 A1・A2 の交付を受けている人
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人
- ⑥ 難病患者(法令に定める)の人
- ⑦ 上記に準じる状態のある人で、特に災害時の支援が必要と認められる人

必要な個人情報を提供することに同意された人は、申請書に基づく情報を関係機関や地域協力者、民生委員・児童委員、自主防災組織および自治会に提供し、災害時の支援体制の整備に活用します。

地域協力者とは、災害時における避難誘導、救出活動、安否確認などの支援をしていた人です。また、日常から相談活動や声かけなども行っていただきます。

地域協力者には、協力の得られる近隣にお住まいの人を選任していただくようお願いします。

登録を希望される人は、福祉センター(社会福祉課・高齢福祉推進課・障害福祉課・彦根市社会福祉協議会)、市役所(危機管理課)、支所・出張所に備えてあります「彦根市災害時避難行動要支援者登録申請書および彦根市災害時避難行動要支援者登録に係る同意書」に必要事項を記入の上、提出してください。

《問合せ先・申請先》

彦根市	社会福祉課	TEL 0749(23)9590 / FAX 0749(26)1768
	高齢福祉推進課	TEL 0749(23)9660 / FAX 0749(30)9231
福祉保健部	障害福祉課	TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

※電話で資料請求いただければ、郵送もします。

災害時の被害を少なくするためには、皆さんの日頃の備えが必要です。

災害に備えて自分でできることについては、積極的にご自身で取り組みましょう。

I 精神障害者保健福祉手帳の申請方法

対象者

下記の 1・2 のいずれにも該当する人。

1. 初診から 6 か月以上精神障害の状態にあり、その障害のために日常生活や社会生活で制限を受けている人。
2. 障害年金証書または医師の診断書で一定の障害の確認できる人。

も お持ちいただくもの

- ☐ 医師の診断書(精神障害にかかる初診日から 6 か月を経過した日以後における診断書)
※診断書は病院で記入していただきますが、診断書作成料は自己負担となります。
※精神障害を事由とした障害年金を受給している人は診断書に代えて障害年金・特別障害者給付金証書の写し(最近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し)でも申請できます。
- ☐ 写真 1 枚(たて 4cm よこ 3cm の顔写真、脱帽、脱マスク、1 年以内に撮影されたもの。
※写真用台紙にプリントしたものに限りです)
- ☐ 精神障害者保健福祉手帳申請書(彦根市障害福祉課窓口にあります。県ホームページからもダウンロードできます)
- ☐ 同意書(※精神障害を事由とした障害年金証書の写し(最近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し)で申請する人のみ必要となります。※障害福祉課の窓口で記入していただきます)
- ☐ 個人番号カードまたは通知カード(※通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り利用できます)
- ☐ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カード等本人確認書類

てちょう ゆうこうきげん 手帳の有効期限

2 年

こうしんてつづ 更新手続き

※更新される場合は、有効期限の 3 か月前から手続きを受けつけます(更新手続きには精神障害者保健福祉手帳・診断書(もしくは障害年金証書の写し)・写真(手帳更新欄(見開き右側)に余白がなく、新しい手帳の発行が必要のみ)が必要です)。

びこう 備考

- ・手帳を申請してから交付されるまで約 3 か月かかります。
- ・自立支援医療(精神通院)の申請と同時に申請できます。その場合、自立支援医療欄に記載のある診断書が必要です。

か き ばあい れんらく 下記の場合には、すぐにご連絡ください

- ☐ 手帳をなくしたり、手帳が破れたり、汚れたりして使用できなくなったとき。
- ☐ お名前や住所が変わったとき。 ☐ 手帳の交付を受けるご本人が亡くなられたとき。

窓 □ ひこねしやうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

II とうきゅうべつせいどいちらん 等級別制度一覧

※○であっても、所得による制限がある場合があります。

(1) いりようひじよせい 医療費の助成

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
じゅうどうしょうがいしゃ じふくしりりようひじよせいせいど 重度障害者(児)福祉医療費助成制度	○	△		9
じりつしえんいりよう せいしんつういん せいど 自立支援医療(精神通院)制度	○	○	○	10
せいしんしょうがいしゃせいしんかつういんいりようひじよせいせいど 精神障害者精神科通院医療費助成制度	○	○	-	11
こうきこうれいしゃいりようせいど かにゅう しょうがいにてい 後期高齢者医療制度への加入(障害認定)	○	○	-	12
いりようひこうじよ 医療費控除	○	○	○	12

(2) ねんきん てあてとう 年金・手当等

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
しょうがい きふねんきん 障害基礎年金	△	△	△	13
しょうがいこうせいねんきん しょうがいききょうさいねんきん 障害厚生年金・障害共済年金	△	△	△	13
とくべつしょうがいききゅうふきん 特別障害給付金	△	△	-	14
せいかつ ほご 生活保護	○	○	○	14
せいかつこんきゅうしゃじりつしえん 生活困窮者自立支援	○	○	○	15
とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当	△	-	-	16
しょうがいじふくしてあて 障害児福祉手当	△	-	-	17
とくべつじどうふやうてあて 特別児童扶養手当	△	△	-	18
ナスバ(どくりつぎょうせいほうじんじどうしゃ じふく かいりよう 独立行政法人自動車事故対策機構)の介護料	△	△	△	18

(3) ぜい げんめん 税の減免

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
じゅうみんぜい しょとくぜい こうじよ 住民税・所得税の控除	○	○	○	19
しょとくぜい けいげん かいしゅうこうじよとくべつこうじよ 所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)	○	○	○	20
こていしさんぜい けいげん かいしゅうげんかくせいど 固定資産税の軽減(バリアフリー改修減額制度)	○	○	○	20
じどうしゃぜい かんきようせいのうわり しゅべつわり けいじどうしゃかんきようせいのうわり げんめん 自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車環境性能割の減免	○	-	-	21
けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん 軽自動車税(種別割)の減免	○	-	-	22
そうぞくぜい こうじよ 相続税の控除	○	○	○	23
ぞうよぜい ひかぜい 贈与税の非課税	○	○	○	23

(4) こうきようりょうきんなど わりびき 公共料金等の割引

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
ほうそうじゅしんりょう げんめん NHK放送受信料の減免	△	△	△	24

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	24
電話番号の無料案内(NTT グループふれあい案内)	○	○	○	24
県立施設の入 場 (館) 料の割引	○	○	○	24
彦根城・彦根城博物館の入 場 料免除	○	○	○	25
市営駐車場使用料金の減免	○	○	○	25
プロシードアリーナHIKONE使用料金の減免	○	○	○	26
荒神山公園・金亀公園の使用料金の割引	○	○	○	26

(5) 行動範囲の拡大

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
タクシー運賃の割引	○	○	○	27
予約型乗合タクシー(愛称:愛のりタクシー)運賃の割引	○	○	○	27
湖国バス・彦根観光バス運賃の割引	○	○	○	27
航空旅客運賃の割引	△	△	△	27
自動車燃料費・タクシー運賃の助成	○	○	-	28
ヘルプマーク	○	○	○	28
車いすの貸出	○	○	○	29
JR線旅客運賃の割引	○	○	○	29
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	○	○	-	29

(6) 日常生活の支援

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
日常生活用具の給付等(※3 級は電磁治療器のみ)	○	○	○※	30
日常の金銭管理や書類預かりのお手伝い	○	○	○	30

(7) 社会参加の促進

制 度	1 級	2 級	3 級	ページ
滋賀県障害者スポーツ大会	○	○	○	31
スペシャルスポーツの広場	○	○	○	31
彦根市障害者福祉センターの利用	○	○	○	32
彦根バリアフリーマップ	○	○	○	32

Ⅲ 各種制度について

1 医療費の負担を軽くしたい…医療費の助成

重度障害者(児)福祉医療費助成制度

内 容 重度の障害のある人が、健康保険証を使って医療機関で診療・投薬を受けたり、治療用装具を作ったりした場合などに、医療保険の適用範囲内でその自己負担分の一部を市が助成するものです。

助成対象者 特別児童扶養手当支給対象児童で障害の程度が 1 級に該当する人。精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人、または、精神障害者保健福祉手帳 2 級で療育手帳 B1 の交付を受けている人。

※所得による制限があります。

※18 歳未満の人(18 歳到達の年度末までの人)を養育している場合、配偶者や子が福祉医療費助成の対象となる場合があります。詳細は下記窓口にお問い合わせください。

助成要件 ◆彦根市内に在住していること。

◆国民健康保険・社会保険等の医療保険に加入していること。

助成方法 ①滋賀県内の医療機関を受診する場合は、福祉医療費受給券(下記参照)を提出すると、自己負担の一部が助成されます。

②コルセット等の補装具費が保険で後払い(療養費払い)になるとき、または県外の医療機関で診療を受けたときは、一旦、医療機関の窓口で自己負担の支払いが必要になります。

申請方法 <福祉医療費受給券の交付を受けるために必要なもの>

- ☐ 精神障害者福祉保健手帳、療育手帳または特別児童扶養手当証書など
- ☐ 健康保険の資格確認書等
- ☐ 印鑑(署名の場合、省略可能)

※市外から新しく転入された場合は、前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況が分かるものまたはマイナンバーが確認できるもの)が必要になります。

<償還払い(払戻し)の手続きをするために必要なもの>

- ☐ 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入のあるもの)
- ☐ 健康保険の資格確認書等
- ☐ 印鑑(署名の場合、省略可能)
- ☐ 通帳
- ☐ 福祉医療費受給券
- ☐ 医師の意見書(補装具の場合のみ)
- ☐ 高額療養費、附加給付等の支給決定通知書(該当する人のみです。該当する場合、加入されている健康保険からの支給額が確定されてからのお支払いとなります。)

窓 口 彦根市保険年金課 TEL 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

じりつしえんいりょう せいしんつういん せいと
自立支援医療(精神通院)制度

内 容 精神障害で病院や診療所に定期的に通院するときにかかった医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。精神障害で支払う医療費の一部について 9 割を医療保険と公費で負担を行い、自己負担が 1 割になります。

また所得の低い人や、継続的治療の必要な人には、1 か月あたりの負担上限額が設定されます。

通 常

医療保険 7 割

自己負担 3 割

自立支援医療を利用した場合

医療保険 7 割

自立支援
2 割

自己負担
1 割

対象者 精神の病気で、医療機関に通院している人。

有効期限 1 年 ※更新の場合は、有効期限の 3 か月前から手続きを受けつけます。
 有効期限を過ぎると新規申請の扱いとなります。

必要書類

- ☐ 保険証のコピー ※マイナ保険証の移行に伴い、保険証をお持ちでない場合、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を持参してください。
- ☐ 年金等本人の収入が分かるもの ※例えば、年金振込通知書・年金振込通帳など
- ☐ 診断書
 ※診断書は 2 年に 1 回提出していただく必要があります。
 ※診断書は病院で記入していただきますが、診断書作成料は自己負担となります。
 ※診断書の書式が決まっているので、障害福祉課またはかかりつけの医療機関におたずねください。
 ※診断書と申請書の様式は滋賀県のホームページからもダウンロードできます。
- ☐ 自立支援医療(精神通院)支給認定申請書 ※障害福祉課にあります。
- ☐ 個人番号カードもしくは通知カード ※通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。
- ☐ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カード等の本人確認書類

市外から転入された人は、転入時期により、前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況がわかるもの)等が必要な場合があります。

同一保険に加入されている被保険者が市外にお住まいの場合、被保険者の課税証明書※もしくはマイナンバーが必要です。

※課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況がわかるもの)

窓 口 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

せいしんしょうがいしゃせいしんかつういんいりょうひじょせいせいど
精神障害者精神科通院医療費助成制度

内 容 自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分が助成されます。

助成対象者 精神障害者保健福祉手帳 **1 級・2 級**の交付を受けており、自立支援医療制度(精神通院医療)を利用している人

※所得による制限があります。

助成方法 ① 滋賀県内の指定自立支援医療機関を受診する場合は、自立支援医療受給者証(精神通院医療)と精神障害者精神科通院医療費受給券・助成券(下記参照)を提出すると、自己負担の 1 割が助成されます。

② 県外の指定自立支援医療機関で診察を受けたときは、一旦、医療機関の窓口で自己負担の 1 割分の支払いが必要になります。

申請方法

<精神科通院医療費受給券・助成券の交付を受けるために必要なもの>

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院医療)
- ☐ 健康保険の資格確認書等
- ☐ 印鑑(自署の場合、省略可能)

※市外から新しく転入された場合は、前住所地の市町村で発行する課税証明書(前年の所得額および住民税の賦課状況がわかるものまたはマイナンバーが確認できるもの)が必要になります。

<償還払い(払戻し)の手続きをするために必要なもの>

- ☐ 医療費の領収書(対象者の氏名、保険点数等の記入のあるもの)
- ☐ 健康保険の資格確認書等
- ☐ 印鑑(自署の場合、省略可能)
- ☐ 通帳
- ☐ 精神科通院医療費受給券・助成券

窓 口 ひこねしほけんねんきんか彦根市保険年金課 TEL 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

こうきこうれいしゃいりようせいど かにゆう しょうがい にんてい 後期高齢者医療制度への加入(障害認定)

内 容 「後期高齢者医療保険」は、75 歳以上の方が対象ですが、65 歳以上で一定の障害があると認められた人は、届出のうえ、「後期高齢者医療保険」に加入することができます(加入するかしないかは選択でき、届出をしないで、従来の健康保険にとどまることもできます。)

どの健康保険を選択するかをご検討いただくために、保険年金課で保険料の試算(国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の比較)をすることができます(電話での試算も可。)

対象者 年齢が 65 歳以上 75 歳未満で、次のいずれかに該当する人

- ◆精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級の交付を受けている人
- ◆国民年金証書(障害年金 1、2 級)の交付を受けている人

手続方法

＜後期高齢者医療保険加入時に必要なもの＞

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳 または 国民年金証書
- ☐ 被保険者証・資格確認書・資格情報のお知らせのいずれか
- ☐ 福祉医療費受給券(すでにお持ちの場合)
- ☐ 本人確認書類(精神障害者保健福祉手帳、マイナンバーカード、免許証、パスポート等)
※別世帯の方が代理で届出をする場合は、次のものも必要です。
- ☐ 委任状
- ☐ 代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証、パスポートなど)

※障害者手帳等の確認書類に有効期限がある場合、障害認定の更新手続が必要です。

※加入要件に該当しなくなったときは、被保険者資格を喪失するため、届出が必要です。

窓 口 ひこねしほけんねんきんか 彦根市保険年金課 TEL 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

いりようひこうじょ 医療費控除

内 容

◆通常の医療費控除

医療費の自己負担額が年間 10 万円、または申告される年の総所得金額等の合計額の 5%相当額といずれか少ないほうの金額を超えた金額を、税務署に申告して、200 万円を限度に所得から控除を受けることができます。

◆セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾患の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている場合、特定一般用医薬品等購入費(スイッチ OTC 医薬品)を支払った合計額のうち 1 万 2 千円を超える部分の金額を、税務署に申告して、8 万 8 千円を限度に所得から控除を受けることができます。

※「通常の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」との選択適用となります。

※医療費控除を申告される際は、「医療費控除の明細書」を作成いただきます。

窓 口 こくぜいそうだんせんよう 国税相談専用ダイヤル TEL 0570(00)5901

※自動音声案内に従って操作してください。

2 生活費に関する心配がある…手当・年金

障害基礎年金

内 容 障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金です。

支給要件 ◆障害の原因になった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

・国民年金加入期間中

・20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の方で年金制度に加入していない期間(ただし、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人を除きます。)

◆障害の状態が、20 歳に達した時または障害認定日(原則、初診日から 1 年 6 か月を経過した日)において、障害等級表に定める 1 級または 2 級(精神障害者保健福祉手帳の等級とは基準が異なります)に該当していること。

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

◆保険料の納付要件を満たしていること。

年金保険料の納付要件や所得制限等により請求できない(全額または一部が支給されない)場合があります。なお、20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

詳細は下記窓口にお問い合わせください。

窓 口 彦根市保険年金課 TEL 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033

障害厚生年金・障害共済年金

内 容 厚生年金保険または共済組合等に参加中に病気やケガで障害が残ったときに支給されます。

支給要件 ◆厚生年金保険または共済組合等の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

◆上記の病気やけがによる障害の程度が、障害認定日において、障害等級表の 1 級から 3 級(精神障害者保健福祉手帳の等級とは基準が異なります。)までのいずれかの状態になっていること。※障害認定日においては障害の状態が軽い場合であっても、その後 65 歳に達する前に重くなった場合に障害年金を受けられることがあります。

◆保険料の納付要件を満たしていること。

備 考 ◆年金保険料の納付要件により請求できない場合があります。

◆障害厚生年金・障害共済年金については 3 級に該当しない場合であっても、障害手当金が支給されることがあります。詳しくは、下記の窓口へおたずねください。

窓 口 ※障害共済年金の場合は、各共済組合にお問い合わせください。

日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033

とくべつしょうがいきゅうふきん
特別障害給付金

内 容 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある人について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成 17 年 4 月 1 日から福祉的措置として創設されました。

支給要件 次の①または②いずれかに該当する人で当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金 1 級、2 級相当の障害の状態にある人

①平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等(厚生年金保険、共済組合等の加入者)の配偶者

ただし、65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された人に限られます。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

なお、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象になりません。

詳細は下記窓口にお問い合わせください。

窓 口 ひこねしほけんねんきんか彦根市保険年金課 TEL 0749(30)6136 / FAX 0749(22)1398

にっぽんねんきんきこう ひこねねんきんじむしょ日本年金機構彦根年金事務所 TEL 0749(23)1112 / FAX 0749(23)9033

せいかつ ほ ご
生活保護

内 容 病気や障害などで働くことができず、生計を維持する事が困難となった時、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

◆最低生活基準と収入の対比(保護が受けられる場合)◆

最低生活費(国が定める基準で世帯の状況により増減します。)	
収入	★保護費

★収入が最低生活費を下回るため、その不足分のみ保護が受けられます。

保護の種類

- 1 生活扶助 : 飲食、衣服、光熱水費、その他日常生活に必要な費用
- 2 教育扶助 : 義務教育に必要な教科書、教材費、給食費等
- 3 住宅扶助 : 家賃、地代等
- 4 医療扶助 : 診療、薬代、治療材料、施術等の医療(現物給付)
- 5 介護扶助 : 居宅介護、福祉用具、施設介護、介護予防等(現物給付)
- 6 出産扶助 : 分娩の介助、分娩前後の処置等
- 7 生業扶助 : 生業費、技能習得費、就職支度金、高等学校等就学費
- 8 葬祭扶助 : 葬祭に必要な費用

窓 口 ひこねししゃかいふくしか ほごがかり彦根市社会福祉課 保護係 TEL 0749(23)9590 / FAX 0749(26)1768

内 容 経済的に困窮しているなど生活全般にわたる困り事の相談を受け、自立に向けて支援をします。

支援の種類 ◆自立支援相談事業…生活に困窮されている人の相談に対して、本人が抱える課題を把握し、自立に向けた相談支援を実施し、生活の安定・自立を目指します。

◆住居確保給付金…離職により住居を失った、または失うおそれの高い人に、求職活動期間中の家賃補助を行います。就労相談、生活相談と併せてのご利用となります。

◆就労準備支援事業…長年働けずにいる、または働いたことがない等、直ちに一般就労をすることが難しい人に、支援員が軽作業などに付き添い、就労に向けて段階的に支援をします。

◆一時生活支援事業…仕事をしたいのに住むところがない人に、就労支援をしながら、一定期間の食糧・住居・衣類等の日常生活に必要な支援をします。

◆家計改善支援事業…毎月の収入を上回る支出があり、借金の返済等により生活が苦しい人に、家計で困りごとを一緒に考え、解決に向けた支援をします。

◆子どもの学習・生活支援事業…主に中学生の学習サポート、学校や家庭生活での困りごとの相談支援をします。学校等の関係機関と連携を図り、保護者と一緒に子どもの支援をします。

★世帯の収入や資産によっては、支援が受けられないことがあります。

窓 口

彦根市社会福祉課 自立支援係 TEL 0749(23)9590 / FAX 0749(26)1768

とくべつしょうがいしゃてあて
特別障害者手当

内 容 この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20 歳以上の人で、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に手当を支給し、福祉の増進を図ることを目的としています。

ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。

- ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所している人
- ②養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している人
- ③病院、診療所または介護老人保健施設に継続して 3 か月を超えて入院している人
- ④本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人

◆手当の額◆

令和 7 年 4 月から	月額 29,590 円
--------------	-------------

◆支給月◆

手当は年 4 回(2 月、5 月、8 月、11 月)に分けて、支給月の前 3 か月分が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

手続方法 必要な書類をすべてそろえたうえで、彦根市障害福祉課で請求の手続きをしてください。

提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。

◆お持ちいただくもの◆

- ☐ 手当用診断書(※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より 3 か月以内)をご提出ください。)
- ☐ 銀行等の通帳(本人名義のもの)
- ☐ 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合)
- ☐ 本人が恩給、共済年金、障害年金等を受給しているときは、年金証書と前年中に受け取った年金額のわかるもの
〈例〉振込通知のハガキまたは受取口座の通帳
- ☐ 個人番号カードまたは通知カード(※通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。)
- ☐ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カード等の本人確認書類

令和 7 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された「令和 7 年度(令和 6 年分)の市民税・県民税所得証明書」が必要です(但し、令和 7 年 7 月より前に申請される場合は、「令和 6 年度(令和 5 年分)の市民税・県民税所得証明書」になりますので、ご注意ください)。

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

内 容 この制度は、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、20 歳未満の人で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする人に支給される手当です。

ただし、次のいずれかに該当する人は、手当を受給することができません。

- ①障害を支給理由とする公的年金を受けることができる人
- ②児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所している人
- ③本人、配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている人

◆手当の額◆

令和 7 年 4 月から	月額 16,100 円
--------------	-------------

◆支給月◆

手当は年 4 回(2 月、5 月、8 月、11 月)に分けて、支給月の前 3 か月分が支給されます。ただし、本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合、支給が停止されます。

手続方法 必要な書類をすべてそろえたうえで、彦根市障害福祉課で請求の手続きをしてください。提出された書類を審査し、市が認定の可否を決定します。

◆お持ちいただくもの◆

- ☐ 手当用診断書(※診断書は原則として所定の様式のもの(発行日より 3 か月以内)をご提出ください。)
- ☐ 銀行等の通帳(本人名義のもの)
- ☐ 身体障害者手帳または療育手帳(手帳の交付を受けている場合)
- ☐ 所得状況が確認できるもの
- ☐ 個人番号カードまたは通知カード(※通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。)
- ☐ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カード等の本人確認書類

令和 7 年 1 月 2 日以降に他の市区町村から転入された人は、前住所地で発行された「令和 7 年度(令和 6 年分)の市民税・県民税所得証明書」が必要です(但し、令和 7 年 7 月より前に申請される場合は、「令和 6 年度(令和 5 年分)の市民税・県民税所得証明書」になりますので、ご注意ください)。

窓 口 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

とくべつじどうふようてあて
特別児童扶養手当

内 容 20歳未満の在宅の障害のある子ども(身体障害者手帳の等級1級から3級に該当する程度)を監護している父母または養育者に支給されます。ただし、所得による支給制限があります。また、障害の程度によっては該当しない場合があります。

◆手当の額◆

令和7年4月から	1 級	月額 56,800 円
	2 級	月額 37,830 円

◆支給月◆

手当は年3回(4月、8月、12月)に分けて支給されます。各支給月の前月までの4か月分が振り込まれます。

手続方法 必要な書類を添えて、彦根市障害福祉課で申請手続きをしてください。

※障害の種類や状態、交付を受けている手帳の等級などにより、用意していただく書類が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

窓 口 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

どくりつぎょうせいほうじんじどうしゃ じ こ たいさくきこう かいごりょう
ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)の介護料

内 容 自動車事故により脳、脊髄または胸腹部臓器に重度の後遺障害が残り、ご自宅などで日常生活について常時または随時の介護が必要となった人に介護料が支給されます(所定の要件があります。詳しくは問い合わせください)。

対象者

- ◆特Ⅰ種(最重度)…Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する人
- ◆Ⅰ種(常時要介護)…自動車損害賠償保障法施行令別表一第1級第1号または2号に認定されている人等(※同等の障害を受けた人が対象となる場合があります。)
- ◆Ⅱ種(随時要介護)…自動車損害賠償保障法施行令別表一第2級第1号または2号に認定されている人等(※同等の障害を受けた人が対象となる場合があります。)

支給の制限 ナスバ療護センター等へ入院している人、他の法令に基づく施設に入所している人は対象になりません。また、介護保険法、労災保険法などの他の法令に基づく介護料相当の給付を受けている人も対象になりません。

主たる生計維持者の合計所得金額が年間1,000万円を超えている場合、当該介護料の支給は停止されます(その他所定の要件があります。詳しくは問い合わせください)。

支給の内容 その月の介護に要した費用の額に応じて、受給資格の種別ごとに支給します。

◆支給額◆

受給資格種別	支給金額(月額)
特Ⅰ種 (最重度)	(下限額)85,310円～(上限額)211,530円
Ⅰ種 (常時要介護)	(下限額)72,990円～(上限額)166,950円
Ⅱ種 (随時要介護)	(下限額)36,500円～(上限額)83,480円

窓 口 独立行政法人 自動車事故対策機構(ナスバ:NASVA)滋賀支所
TEL 077(585)8290 / FAX 077(585)8291

3 税の控除・軽減・減免を受けたい…税の控除・軽減・減免

住民税・所得税の控除

内 容 納税者自身または同一生計配偶者※や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。

控除が受けられるのは、住民税は障害の認定を受けた翌年度からです。所得税は認定を受けた年分からです。

※同一生計配偶者とは、納税者の配偶者でその納税者と生計を一にする人(青色事業専従者を除く。)のうち、合計所得が48万円以下である人をいいます。

◆控除できる金額◆

控 除	条 件	住民税の 控除額	所得税の 控除額
障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が、精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級の交付を受けている場合	26 万円	27 万円
特別障害者控除	納税者自身または同一生計配偶者や扶養親族が、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている場合	30 万円	40 万円
同居特別障害者の場合	納税者の同一生計配偶者や扶養親族が精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人で、かつ、納税者またはその配偶者、納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常としている場合	53 万円 (30 万円 + 23 万円)	75 万円 (40 万円 + 35 万円)

窓 口

◆所得税の控除 ・確定申告の場合…国税相談専用ダイヤル TEL 0570(00)5901

※自動音声案内に従って操作してください。

・年末調整の場合…勤務先の給与担当者

◆住民税の控除

・彦根市税務課 市民税係 TEL 0749(30)6140 / FAX 0749(22)3052

※ただし、所得税の手続をしている場合は、住民税の手続は不要です。

所得税の軽減(バリアフリー改修工事特別控除)

内 容 ◆住宅特定改修特別税額控除◆

バリアフリー改修工事を含む増改築を行った人で、下記対象に該当し、一定の要件を満たす場合は、所得税額から一定の金額が控除されます。

※対象となる工事の要件など、詳細については税務署へお問い合わせください。

対 象 次のいずれかに該当する人

- ◆年齢が 50 歳以上である
- ◆要介護認定または要支援認定を受けている
- ◆所得税法上の障害者である人
- ◆要介護認定または要支援認定を受けている親族、障害のある親族、65 歳以上の親族のいずれかと同居を常としている

窓 口 国税相談専用ダイヤル TEL 0570(00)5901

※自動音声案内に従って操作してください。

固定資産税の軽減(バリアフリー改修減額制度)

内 容 現に居住している住居のバリアフリー改修を行った場合、一定の要件を満たせば工事が完了した翌年の 4 月から始まる年度 1 年間に限り、その住宅にかかる固定資産税額(100 ㎡相当分までに限る。)の 3 分の 1 が減額されます。

対 象 次の要件を満たす場合が対象となります。

- ◆居住する住宅が新築された日から 10 年以上を経過した住宅(貸家を除く。)であること
- ◆次のいずれかに当てはまる方が居住していること
 - ・65 歳以上の人
 - ・要介護認定または要支援認定を受けている人
 - ・障害のある人
- ◆次のいずれかの改修工事を行っていること
 - ・通路または出入口の拡幅
 - ・手すりの取り付け
 - ・階段の改良(勾配の緩和など)
 - ・床の段差解消
 - ・浴室の改良
 - ・出入口の戸の改良(引き戸への取替えなど)
 - ・トイレの改良
 - ・床材を滑りにくいものに取替え
- ◆補助金等を除いた自己負担改修費用が、1 戸あたり 50 万円を超えること
- ◆改修後の住宅の床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること
- ◆改修工事完了後 3 か月以内に、申告書に必要書類を添えて窓口まで提出してください。

窓 口 彦根市税務課 資産税係 TEL 0749(30)6138 / FAX 0749(22)3052

じ どうしゃぜい かんきょうせいのうわり しゅべつわり けいじ どうしゃぜいかんきょうせいのうわり げんめん
自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税環境性能割の減免

内 容 障害のある人のために使用される自動車について、税の減免を受けられる場合があります。なお、減免額には上限があり、上限を超えた場合は、超過分の納付が必要となります。

対象となる自動車 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人が所有している自動車または生計を一にする人の所有する自動車に限ります(障害のある人本人が運転される場合は本人所有に限ります。)。ただし、減免を受けられる自動車(軽自動車等を含む)は障害のある人 1 人について1台のみとなります。

※自動車税種別割(旧・自動車税)は、当該年度の 4 月 1 日現在の所有者(所有権留保付き自動車の場合は使用者)に対して賦課(課税)されます。

適用条件・提出書類などについては、滋賀県行政手続きガイドシステム(下の二次元コード)から確認することができます。詳しくは下記窓口等にお問い合わせください。

必要書類 ◆ 障害のある人本人が運転される場合

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳(原本)
- ☐ 運転免許証(表裏の写しでも可) (※1)
- ☐ 自動車検査証(※2)
- ☐ 減免申請書(※3)
- ☐ 既に減免を受けている車がある場合は、追加の書類が必要です。

滋賀県行政手続
ガイドシステム



自動車税関係の申請書等



※1 令和7年3月以降運用の運転免許証とマイナンバーカードが一体化した免許情報記録個人番号カード(マイナ免許証)のみをお持ちの人は、アプリ等を使用して免許証情報画面を提示または免許証情報画面を印刷したものを提出してください。(※マイナ免許証での確認には暗証番号が必要です。)

※2 令和5年1月以降発行の自動車検査証(電子車検証)をお持ちの人は、自動車検査証原本と併せて自動車検査証記載事項(写し)または車検証閲覧アプリを使用して印刷したものを提出してください。

※3 様式は県税事務所の窓口または滋賀県 HP から入手可能です。

◆ 生計を一にする人または常時介護する人が運転される場合、以下の書類も必要です。

- ☐ 生計同一証明書・常時介護証明書(彦根市障害福祉課、下記参照)
- ☐ 障害のある人のために継続して月 1 回以上使用していることの分かる証明(通院・通学・通勤・通所)(※4)

※4 様式は県税事務所の窓口または滋賀県 HP から入手可能です。なお、常時介護する人が運転される場合および自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)のみを減免申請される場合には、証明書(通院・通学・通勤・通所)は不要です。

生計同一証明書・常時介護証明書の発行について

- ◆お持ちの精神障害者保健福祉手帳を確認させていただく場合があります。
- ◆状況により提出していただく書類が異なりますので、下記窓口へお問い合わせください。

窓 口 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981/FAX 0749(30)9231

窓口(申請書の提出先)

滋賀県自動車税事務所(守山市) TEL 077(585)7288 / FAX 077(585)7299

滋賀県東北部県税事務所 湖東納税課 TEL 0749(27)2206

/ FAX 0749(26)3391 ほか、県内各県税事務所でも可能です。

ただし、自動車税環境性能割(旧・自動車取得税)および軽自動車税環境性能割(旧・自動車取得税)の減免申請の提出先は自動車税事務所のみです。提出期限は自動車の登録の日で、登録の前に減免要件の確認が必要ですのでご注意ください。

けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん 軽自動車税(種別割)の減免

対象となる自動車 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人が取得・所有する軽自動車または生計を一にする人が取得・所有する軽自動車で、障害のある人本人が運転する軽自動車またはもっぱら障害のある人の通学・通勤・通院もしくは生業のためにその障害のある人と生計を一にする人が運転する軽自動車、および手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯の障害のある人が取得・所有する軽自動車で、生計を一にしない人が運転する軽自動車を対象となります。

ただし、障害のある人 1 人について普通自動車を含めて1台のみの減免となります。

詳しくは下記窓口にお問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)は、当該年度の4月1日現在の所有者に対して賦課(課税)されます。

必要書類

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 運転免許証(運転される人のもの)
- ☐ 納税通知書および納付書
- ☐ 減免申請書
- ☐ 個人番号カードまたは通知カード(※通知カードは、氏名、住所等に変更がない、または、変更手続済の場合に限り、利用できます。)
- ☐ (通知カードをお持ちいただく場合)運転免許証、パスポート、在留カード等の本人確認書類
- ☐ 常時介護証明書

※手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯の障害のある人が取得・所有する軽自動車で、障害のある人を常時介護する人(生計を一にしない人)が運転する場合のみ

申請期間 5 月、納税通知書および納付書がお手元に到着してから、納期限までに申請してください。

窓 口 彦根市税務課 市民税係 TEL 0749(30)6140 / FAX 0749(22)3052

そうぞくぜい こうじょ 相続税の控除

内 容 相続または遺贈によって財産を得た障害のある人が民法にいう相続人に該当する場合、次の額にその人が 85 歳(相続開始の日が平成 22 年 3 月 31 日以前の場合は満 70 歳)に達するまでの年数を乗じて算出した金額が、相続税額から控除されます。

	相続開始の日が 平成 26 年 12 月 31 日 以前	相続開始の日が 平成 27 年 1 月 1 日以 降
精神障害者保健福祉手帳 1 級の 交付を受けている人	12 万円	20 万円
精神障害者保健福祉手帳 2 級・ 3 級の交付を受けている人	6 万円	10 万円

窓 口 こくぜいそうだんせんよう 国税相談専用ダイヤル TEL 0570(00)5901

※自動音声案内に従って操作してください。

ぞうよぜい ひかぜい 贈与税の非課税

内 容 対象である人に対して生前に信託受益権の贈与を行う場合、一定の条件の下に贈与税が非課税になります。

対 象 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

窓 口 こくぜいそうだんせんよう 国税相談専用ダイヤル TEL 0570(00)5901

※自動音声案内に従って操作してください。

4 公共料金の割引を受けたい…公共料金の割引

NHK放送受信料の減免

内容 NHKの放送受信料が半額または全額免除されます。

対象者

全額免除対象者	半額減免対象者
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のいる低所得世帯(生活保護世帯、もしくは世帯構成員全員が市民税非課税の場合)	精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている人で、世帯主かつ契約者の場合

必要書類 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 印鑑

窓 ☐ 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

携帯電話基本使用料等の割引

内容 携帯電話の基本使用料等が割引されます。

割引内容は各携帯電話会社によって異なります。詳しくは各店舗へお問い合わせください。

対象者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

窓 ☐ 携帯電話各社の支店、各社電話取扱店等

電話番号の無料案内(NTTグループふれあい案内)

内容 電話番号を無料で案内します(要事前登録)。

対象者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

必要書類 精神障害者保健福祉手帳

窓 ☐ 最寄のNTT支店 または 下記に連絡すれば申込書が送られてきます。

●ふれあい案内担当(全国共通) TEL 0120(10)4174

県立施設入場(館)料の割引

内容 下記の県立施設で入場(館)時に手帳を提示すれば、入場(館)料が無料または割引されます。

入場料が無料になる施設 ◆醒井養鱒場 ◆近代美術館 ◆陶芸の森陶芸館

◆安土城考古博物館 ◆県立障害者福祉センター ◆琵琶湖博物館

入場料・使用料が半額等になる施設 ◆県立アイスアリーナ

◆近江富士花緑公園ふるさと館

彦根城・彦根城博物館の入場料免除

内 容 下記の施設で入場時に手帳を提示すれば、本人および介護する人 1 人の入場料が免除されます。

対象施設 ◆彦根城・玄宮楽々園 ◆彦根城博物館

窓 口 ◆彦根城・玄宮楽々園(彦根城運営管理センター)

TEL 0749(22)2742 / FAX 0749(22)2905

◆彦根城博物館

TEL 0749(22)6100 / FAX 0749(22)6520

市営駐車場使用料金の減免

内 容 手帳の交付を受けている方が、自ら運転し、または同乗し、管理事務所において手帳を提示した場合、使用料が半額(その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)になります。

※ただし、一時駐車利用の場合に限ります。

対象施設

◆市営中央駐車場 : 京町二丁目 1-27

管理者:彦根市シルバー人材センター

TEL 0749(27)4482 / FAX 0749(26)4800

※通常料金から半額(10 円未満の端数は切り捨て)となります。

※回数駐車券は減免の対象外となります。

◆市営河瀬駅前西口駐車場 : 川瀬馬場町 1375-3

管理者:シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

TEL 0749(28)3656 / FAX 077(583)1456

※通常料金から半額(10 円未満の端数は切り捨て)となります。

※回数駐車券は減免の対象外となります。

窓 口 彦根市交通政策課 TEL 0749(30)6134 / FAX 0749(24)8517

※上記駐車場の空き状況については、各駐車場の連絡先へお問い合わせください。

プロシードアリーナ^{ひ こ ね し ょ う り ょ う き ん げ ん め ん}HIKONE使用料金の減免

内 容 手帳の交付を受けている人が、予約が無い時間帯に限り利用できる個人使用をする場合、使用料が免除になります。

また、障害者の福祉に取り組む団体や半数以上が障害者で構成される団体が利用される場合、使用料が減免されます。詳細は下記施設に直接ご確認ください。

対象施設

◆プロシードアリーナ HIKONE : 小泉町 640 番

TEL 0749(30)9228 / FAX 0749(30)9229

定休日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合はその翌日)、年末年始(12/29~1/3)

営業時間 9時~21時30分

サイト <https://shisetsu.mizuno.jp/m-7227>

荒神山公園・金亀公園^{こうじんやまこうえん こん き こうえん し ょ う り ょ う き ん わ り び き}の使用料金の割引

内 容 手帳の交付を受けている人が、施設を利用される場合、使用料が 50%割引に、金亀公園駐車場使用料は全額免除になります。また、介護される人は、手帳の交付を受けている人 1 人につき、1 人が適用されます。詳細は下記施設に直接ご確認ください。

対象施設

◆荒神山公園 : 日夏町 4769 番

管理者:^{たか ぎ ぎ けん とくべつきょうどうたい}高木・技研 特別共同体

<http://www.koujinyama-park.com/>

TEL 0749(25)1599 / FAX 0749(47)4141

◆金亀公園 : 金亀町3030番地1

管理者:^{たか ぎ ぎ けん とくべつきょうどうたい}高木・技研 特別共同体

<http://www.konki-park.com/>

TEL 0749(23)5950 / FAX 0749(23)5970

窓口 ^{ひ こ ね し と し け い か く か}彦根市都市計画課

TEL 0749(30)6124 / FAX 0749(24)8517

5 行動範囲を広げるための制度を知りたい…行動範囲の拡大

タクシー運賃の割引

内容 メーター表示額より 10%の割引になります。タクシー乗車後、走行開始前に手帳をご提示ください。

対象者 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人

予約型乗合タクシー(愛称:愛のリタクシー)運賃の割引

内容 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人と介護する人の運賃が普通料金の半額になります。

使い方 予約型乗合タクシーのご予約は近江タクシー(株)まで。また、タクシー乗車時に手帳をご提示ください。☆近江タクシー(株) TEL 0749(22)1111 / FAX 0749(22)1112

その他 ◆予約型乗合タクシーは完全予約制ですので、予約のない便は運行しません。

QRコードから予約サイトにアクセスできます。

◆運行車両はすべて車椅子に対応していますが、折りたためない車椅子(電動車イス等)は、重量等により対応できません。また、乗り降りの介助もできません。あらかじめご了承ください。

窓口 彦根市交通政策課

TEL 0749(30)6134 / FAX 0749(24)8517



湖国バス・彦根観光バス運賃の割引

内容 バスを利用するとき運賃が 5 割引(定期券は 3 割引)になります。バス運賃支払時に手帳をご提示ください。

対象者 精神障害者手帳の交付を受けている人と、介護または付き添いの人(介護または付き添いの必要性を認めた場合)。

航空旅客運賃の割引

内容 国内航空線を利用するとき、運賃が割引になります(適用されない航空会社がありますので、ご注意ください)。航空券販売窓口で手帳をご提示ください。

対象者 精神保健福祉手帳の交付を受けている、満 12 歳以上の人

割引内容	割引率
本人・介護者ともに または 本人のみ	割引内容等は利用される航空会社により異なります。 詳しくは、各航空会社に直接お問い合わせください。

窓口 各航空会社航空券販売窓口

じどうしゃねんりょうひ うんちん じよせい
自動車燃料費・タクシー運賃の助成

内 容 自動車燃料費またはタクシー運賃のいずれかを助成します(どちらか1つの選択になります)。

自動車燃料費	年間 6,000 円[500 円×12 枚(前期 6 枚・後期 6 枚)]
タクシー運賃	年間 12,000 円[500 円×24 枚]

対象者 以下に該当する精神保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人

※自動車燃料費助成券の場合、運転する人は手帳の交付を受けている人またはその人と生計を一にする人に限ります。

※所得による支給制限があります(障害のある人本人が市民税所得割非課税であること、18 歳以上の障害のある人については、配偶者の市民税所得割が 16 万円未満。18 歳未満の障害のある子については、構成する世帯員の市民税所得割の合計が 28 万円未満)。

※施設に入所している人は対象とはなりません。

備 考 ◆給油またはタクシー乗車の精算時にチケットを業者に必要な枚数をご提出ください。

なお、市と提携している業者に限ります。

◆業者によっては、セルフ給油レーンではご利用できないことがありますので給油前に業者にご確認ください。

◆助成券の表紙に記載されている車両番号以外の車に給油することは出来ません(車両を変更される場合、助成券と車検証をお持ちになり、下記窓口までお越しください。)

◆給油所で、助成券をプリペイドカードに交換や入金または現金に換えた場合、給油のみに使用してください。給油以外の不正に利用された場合、助成金額を返還していただくこととなります。

◆タクシー運賃助成利用の人は、タクシー運賃の割引と併用できます。乗車前に手帳を提示ください。また、タクシー助成券は 1 回の乗車につき 4 枚までのご利用となります。

申請方法 手帳を持って、下記窓口までお越しください。自動車燃料費助成を申請される人は、車の車両番号がわかるもの(車検証等)も必要です。

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

ヘルプマーク

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病のある人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

下記の場所で、希望される人に無料でお渡しします。

配布場所

ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

ひこねほけんじょ 彦根保健所 TEL 0749(21)0281 / FAX 0749(26)7540

ひこねしほけんねんきんか ひこねしりつびょういん いなまししよ かくしゅつちやうじよ 彦根市保険年金課、彦根市立病院、稲枝支所、各出張所でも配布

くるま かしだし 車いすの貸出

内 容 一時的に車いすの必要な人に、短期間(原則 1 週間以内)貸出します。下記窓口までお越しください。その場でお貸いたします(彦根市社会福祉協議会は、原則 2 週間貸出可能。◆共同募金の助成により運営しています。)

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231
ひこねししゃかいふくしきょうぎかい 彦根市社会福祉協議会 TEL 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841
 ※平日の月曜から金曜日の午前 9 時から 16 時 45 分までの間に貸出できます。
 閉庁日は貸出を行っていません。ご注意ください。

せんりょきゃくうんちん わりびき JR線旅客運賃の割引

内 容 JR線の乗車運賃が下記のように割引されます。乗車券購入前にJR各駅窓口にて手帳をご提示ください。

手帳の種別	手帳の級別	乗車方法	乗車券	割引内容	割引率
第 1 種	1 級	本人のみ	普 通	本人	5 割引(片道 100 kmを超える場合のみ)
		本人および介護者	普 通	本人・介護者ともに	5 割引
			回 数	本人・介護者ともに	5 割引
			定 期	本人・介護者ともに	5 割引
第2種	2 級 3 級	本人のみ	普 通	本人	5 割引(片道 100 kmを超える場合のみ)

しがけんくるま しょうしゃとうようちゅうしゃじょうりょうしょうせいど 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

内 容 障害のある人や高齢の人など、移動に配慮の必要な人を対象に、車いす駐車場等の利用証を交付します。下の駐車区画が利用できます。



くるま ゆうせんくかく 車いす優先区画マーク(滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度)

幅が 3.5 メートル以上あり、車いすを常時使用される人が優先的に駐車できる区画です。



おも くかく 思いやり区画マーク(滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度)

障害のある人、高齢の人など、移動に配慮の必要な人が優先的に駐車できる区画です。

対象者 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の交付を受けている人

窓 口 しがけんけんこういりょうふくしがけんこうふくしせいさくか 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

TEL 077(528)3510 / FAX 077(528)4850

6 ^{にちじょうせいかつ}日常生活をより快適^{かいてき}なものにしたい…^{にちじょうせいかつ}日常生活^{しえん}の支援

^{にちじょうせいかつようぐ}日常生活用具^{きゅうふ}の給付

内 容 一割の自己負担で下記の日常生活用具の給付が受けられます。事前申請・承認が必要となりますので下記窓口へご相談ください。

・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器

対 象 用具の種類ごとに細かな要件があります。下記窓口へお問い合わせください。

窓 口 ^{ひこねししょうがいふくしか}彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

^{にちじょう}日常^{きんせんかんり}の金銭管理^{しよるいあず}や書類預かり^{てつだ}のお手伝い

内 容 認知症高齢の人や知的障害、精神障害のある人など、判断能力の不十分な人が安心して暮らしていけるよう、本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理のお手伝いを行います。

窓 口 ^{ひこねししゃかいふくしきょうぎかい}彦根市社会福祉協議会 TEL 0749(22)2821 / FAX 0749(22)2841

7 しゃかいさんか そくしん 社会参加の促進

しがけんしょうがいしゃ たいかい 滋賀県障害者スポーツ大会

内 容 ◆スポーツフェスタ…誰もが気軽にスポーツに親しみ、社会参加と相互交流を深めます。

◆全国大会選考会…スポーツを通じて体力の維持増進を図り、日頃の練習の成果を発揮する場です。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

対象者 ◆スポーツフェスタ…市内にお住まいの、精神保健福祉手帳を有するか取得に準ずる障害がある、令和 7 年 4 月 1 日現在で 9 歳(小学 4 年生)以上の人。

◆全国大会選考会…市内にお住まいの、精神保健福祉手帳または自立支援医療(精神通院)受給者証を有する、令和 7 年 4 月 1 日現在で 12 歳(中学 1 年生)以上の人。

※令和7年度は「わた SHIGA 輝く障スポ」リハーサル大会(5/24, 5/25 開催)が全国大会選考会(2026年青森大会)となります。

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

いちしゃ し が けんしょうがいしゃ きょうかい (一社)滋賀県障害者スポーツ協会 TEL 077(522)6000 / FAX 077(521)8118

スペシャルスポーツの ひろば 広場

内 容 障害のある人が身近な地域で気軽にスポーツに親しめる機会を提供し、継続的なスポーツ活動につなげていくために、スポーツを通して地域・行政・施設と連携して実施されます。

※詳細は、下記までお問い合わせください。

対象者 市内にお住まいの、障害のある人、その家族および支援者。

窓 口

いちしゃ し が けんしょうがいしゃ きょうかい (一社)滋賀県障害者スポーツ協会 TEL 077(522)6000 / FAX 077(521)8118

彦根市障害者福祉センターの利用

内 容 ◆デイサービス講座…パソコン、3B体操、手話、生花、手芸講座を開催しています。

◆施設の利用…障害者団体やサークルの活動、会議、イベント等で部屋を利用できます。
詳細は下記までお問い合わせください。

対象者 ◆市内にお住まいの障害者手帳の交付を受けている人。市内の障害者団体、障害福祉関係団体、サークル活動団体などです。

窓 口 彦根市障害者福祉センター TEL 0749 (26) 1767 / FAX 0749 (26) 1767

彦根バリアフリーマップ

内 容 高齢の人や障害のある人、小さな子ども連れの人などが安心して気軽に外出できるよう、彦根市内の公共施設等のバリアフリーに関する情報をインターネット上のホームページに掲載しています(掲載は令和7年11月末日までになります)。

アドレス ◆<https://bfmap.city.hikone.shiga.jp/> あるいは、
◆彦根市のホームページ⇒健康・医療・福祉⇒福祉⇒彦根バリアフリーマップ
◆彦根市のホームページ⇒ライフシーンで探す⇒福祉・介護⇒彦根バリアフリーマップへと移動

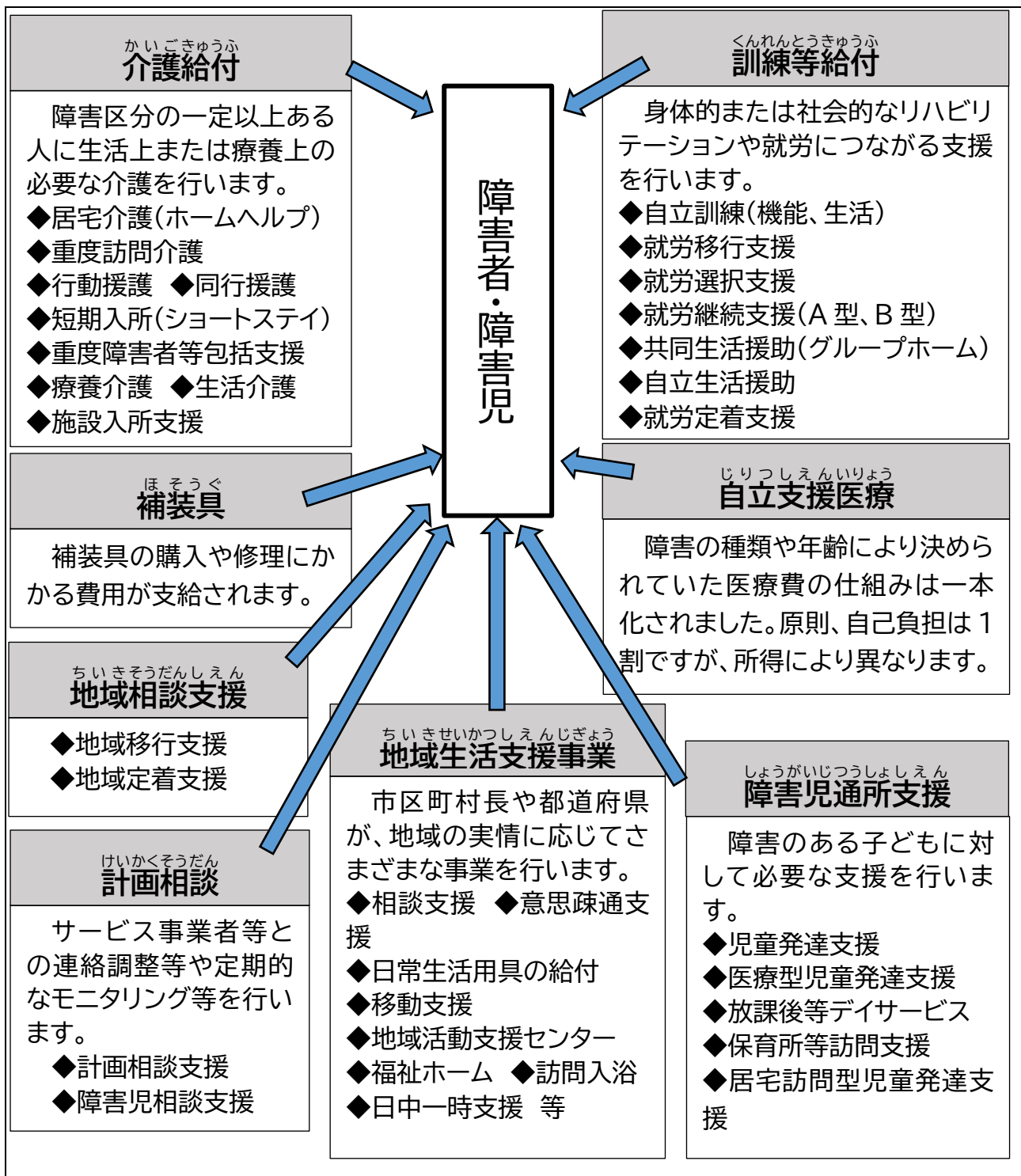
問合せ先 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

IV 障害福祉サービス等について

「障害者総合支援法」および児童福祉法に基づくさまざまな福祉サービスの提供により、みんなが安心していっしょに暮らせる地域社会の実現を目的として総合的に支援します。

障害者総合支援法と児童福祉法によるサービスのしくみ

障害者総合支援法による総合的なサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



しょうがいふくし さまざまな障害福祉サービス

内 容 障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

◆訪問系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事等の介助をします。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護の必要な人に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護の必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助等をします。
	同行援護	重度の視覚障害で移動の困難な人に外出時に同行して移動の支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護の必要な人の中で介護の必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。

◆日中活動系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害のある人で常に介護の必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護の必要な人に、施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動等の機会を提供します。
	短期入所(ショートステイ)	家で介護を行う人が病気等の場合、短期間、施設へ入所できます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上の為の訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことの困難な人に、就労の期間の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
	就労選択支援	障害のある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択につながるよう支援します。
	就労定着支援	就労している障害のある人との対面による相談等や雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等をします。

◆居住系サービス◆

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に入浴や排泄、食事の介護等をします。
訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の支援や介護を提供します。
	自立生活援助	定期的な居宅訪問等により、状況把握を行い、必要な情報提供や助言等をします。

備 考 サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額か 1 割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

しょうがいじつうしょえん
障害児通所支援

内 容

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の習得を支援するとともに、集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援の内容に加え、治療の提供を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するなどして、障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害のある子ども、または今後利用する予定の障害のある子どもが、安定した利用ができるよう、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出するのが著しく困難な障害のある子どものお住まいの家を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

備 考 サービスを利用した際は、負担能力に応じた利用者負担額を支払います。利用者負担は月ごとに上限額が決められます。月額負担上限額か 1 割相当額のいずれか低いほうが利用者負担となります。

窓 口 ひこねししょうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

内 容

計画相談支援	障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス事業者等との連絡調整を行う(基本相談支援)とともに、障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の利用に関して「サービス等利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援)、定期的なモニタリング等を行います
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに対して、「障害児支援利用計画」を作成し、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリング等のケアマネジメントを行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設に入所している障害のある人や精神科病院入院患者の人に対して、地域生活への移行のための相談や支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	施設や病院から地域生活へ移行した障害のある人の相談や支援を行います。

備 考 利用者負担:無料

窓 口 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

相談先

・ステップアップ21	TEL 0749(35)0008 FAX 0749(35)0021
・相談支援事業所 てんしん	TEL 0749(26)7088 FAX 0749(26)7077
・相談支援センター あおい	TEL 0749(47)6406 FAX 0749(21)2246
・ぽぽ相談室	TEL 0749(47)5190 FAX 0749(47)5234
・相談支援センター あすなろ	TEL 0749(35)4677 FAX 0749(35)4695
・地域生活支援センター まな	TEL 0749(21)2192 FAX 0749(21)2193
・相談支援事業所 かいぜ寮	TEL 0749(43)3811 FAX 0749(43)3811
・障害者自立支援センター あし 舟	TEL 0749(23)8941 FAX 0749(23)8942
・彦根市相談支援事業 めばえ	TEL 0749(24)7885 FAX 0749(24)7886
・相談支援事業所 ちゃれんじ	TEL 0749(49)2531 FAX 0749(49)2532
・相談支援事業所 ふるさと	TEL 0749(21)2660 FAX 0749(22)4343
・相談支援センター TOCOサポート	TEL 0749(49)2557 FAX 0749(22)4480
・子ども応援ステーション なかま〜ず	TEL 0749(41)9035 FAX 0748(47)3489
・相談支援事業所 ぷらん	TEL 070(9234)7787
・相談支援事業所 ルーツ	TEL 080(9608)5090
・相談支援サポート 空琉	TEL 0749(38)3079 FAX 0749(38)3079

内 容 障害のある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施しています。詳細は下記窓口へお問い合わせください。

- ◆相談支援事業
- ◆移動支援事業
- ◆日中一時支援事業
- ◆地域活動支援センターⅠ型、Ⅱ型(デイサービス)事業
- ◆訪問入浴サービス事業
- ◆雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- ◆手話奉仕員養成事業
- ◆成年後見制度利用支援事業 他

相談支援事業 福祉サービスや社会資源の利用、社会生活力を高めるための支援やピアカウンセリング、権利の擁護や、専門機関の紹介などに関する相談やアドバイスを行っています。

ステップアップ21	TEL 0749(35)0008 / FAX 0749(35)0021
そうだんしえんじぎょうじょ 相談支援事業所 てんしん	TEL 0749(26)7088 / FAX 0749(26)7077
そうだんしえんじぎょうじょ 相談支援事業所 ちゃれんじ	TEL 0749(49)2531 / FAX 0749(49)2532
そうだんしえんじぎょうじょ 相談支援事業所 かいぜ寮 りょう	TEL 0749(43)3811 / FAX 0749(43)3811
そうだんしえん 相談支援センター あすなろ	TEL 0749(35)4677 / FAX 0749(35)4695
ちいきせいかつしえん 地域生活支援センター まな	TEL 0749(21)2192 / FAX 0749(21)2193
そうだんしつ ぽぽ相談室	TEL 0749(47)5190 / FAX 0749(47)5234

備 考 利用料は下記窓口までお問い合わせください。

窓口・問合せ先 ひこねししやうがいふくしか 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

地域活動支援センター I 型事業

内 容 通所してものを作ったり、同じ障害のある仲間と交流を図ったりする場を設けることで、地域での生活の促進を図っています。

対象者 いずれかに該当する人

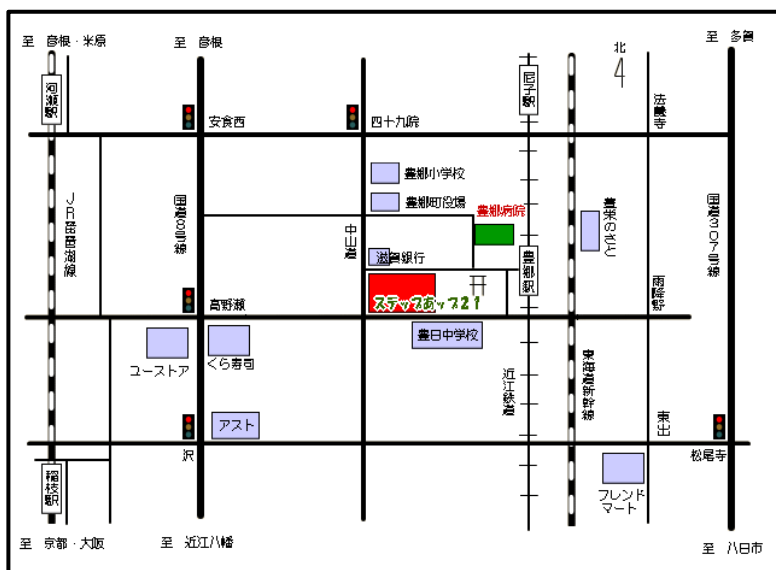
- (1) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- (2) 精神障害を事由とする障害年金を現に受けている。
- (3) 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)の交付を受けている。

利用料 無料(ただし、食料費、教材費等にかかる実費相当額は、利用する人の負担になります。)

問合せ先

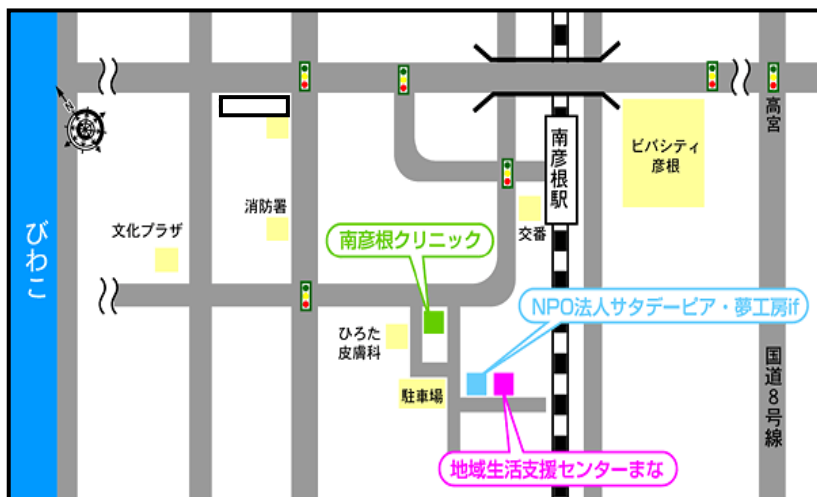
◆ステップアップ21

犬上郡豊郷町八目 49 番地
TEL 0749(35)0008
FAX 0749(35)0021



◆^{ちい きせいかつし えん}地域生活支援センター まな

彦根市西今町 1323 番地
TEL 0749(21)2192
FAX 0749(21)2193



V ^{し え ん}さまざまな支援について

1 ^{せいしんしょうがいしゃ}精神障害者の^{しゅうろう}就労について^{そうだん}相談に乗ってほしい^の

^{ひこねこうきょうしよくぎょうあんていじょ}彦根公共職業安定所(ハローワーク彦根)^{ひこね}

内 容 障害のある人の就職等について、専門の職員が相談・支援を行っています。

問合せ先 ^{ひこねこうきょうしよくぎょうあんていじょ}彦根公共職業安定所(ハローワーク彦根)^{ひこね}

住所 彦根市西今町 58-3 TEL 0749(22)2500 42# / FAX 0749(26)5186

^{こうとうちいきしょうがいしゃしゅうぎょう}湖東地域障害者就業・^{せいかつしえん}生活支援センター

^{はたら}(働き・^く暮らし^{しえん}コトー支援センター)

内 容 障害のある人の「働く」と「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じています。「雇用支援ワーカー」「生活支援ワーカー」「職場開拓員」「就労サポーター」等が配置され、仕事に関する相談はもちろん、仕事をする上で基本となる生活に関する相談も受け付け、自立した生活をするため、ハローワークや企業、行政、地域生活相談支援センター、福祉サービス事業者等と連携・支援しています。

問合せ先

^{はたら}働き・^く暮らし^{しえん}コトー支援センター TEL 0749(21)2245 / FAX 0749(21)2246

住所 彦根市大藪町 2638 番地(すこやかあんしんセンター明日香内 雇用支援課)

^{しがしょうがいしゃしよくぎょう}滋賀障害者職業センター

内 容 就職や職場復帰、職場定着を目指す障害のある人、障害のある人を雇用する事業主の人、障害のある人の就労を支援する関係機関の人に対して、相談、支援、研修等を提供しています。ハローワークと連携して、職業相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行います。

問合せ先 ^{しがしょうがいしゃしよくぎょう}滋賀障害者職業センター TEL 077(564)1641 / FAX 077(564)1663

住所 草津市野村二丁目 20-5

2 アルコールについて知りたい



しがけんさんしゅどうゆうかい 滋賀県断酒同友会

内 容 「断酒会」では、自ら体験と思いを語り、聴き合い、お酒で苦しんでいるのは自分だけではないということを悟り、共感することで断酒を継続しています。

開催日 夜例会:毎週金曜日 18:50~20:50 彦根市東地区公民館
夜例会(家族例会):毎月第3金曜日 18:50~20:50 彦根市東地区公民館

問合せ先

夜例会(家族例会)担当:北見 敏子 TEL 090(1954)6404 / FAX 0749(27)3852

AA(アルコールクス・アノニマス)

内 容 お酒をやめたいと願う人たちの集まりで、火曜・金曜以外は毎日ミーティングを行っています。詳細は「AA 滋賀のホームページ」をご覧ください(「AA 滋賀」で検索)。AA の目的は、自分がお酒をやめ続けること、まだお酒に苦しんでいる人にメッセージを送り続けることです。

問合せ先 「AA^{しが}滋賀」へのご連絡はメールでお願いします。

メールアドレス cce57380@nyc.odn.ne.jp

郵送や急ぎの電話は、「AA^{かんさい}関西セントラルオフィス」にお願いします。

*AA^{かんさい}関西セントラルオフィス TEL 06(6536)0828

〒550-0014 大阪市西区北堀江3丁目6-28 乳業センタービル307号室

3 家族の悩みを知ってほしい

あつかい 集まろう会

内 容 精神障害のある人の家族同士が気軽に集まり、日頃の悩みを話したり情報交換や学習を行ったりする『集まろう会』が開催されています。

開催日 毎月第3火曜日(3月、6月、9月、12月は第3土曜日の開催です。)
午後1時30分から午後4時(日程が変更となる場合があります。)

※ 広報ひこねをご覧ください。

問合せ先 ◆彦根市^{ひこねししょうがいふくしか}障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

◆^{あつかい}集まろう会 会長 ^{かわなみ}川並 ^{まさゆき}正幸 TEL 090(2384)7060 / FAX 0749(23)2088

4 その他の相談窓口

彦根市障害福祉課

内 容 社会復帰や生活支援のための相談を行っています。

問合せ先 彦根市障害福祉課 TEL 0749(27)9981 / FAX 0749(30)9231

彦根保健所

内 容 保健師による「精神保健に関する相談」のほか、専門医による「精神保健福祉相談」「ひきこもり相談」「依存症相談」(いずれも予約制)を行っています。

問合せ先

湖東健康福祉事務所(彦根保健所) TEL 0749(21)0281 / FAX 0749(26)7540

住所 彦根市和田町 41 番地 受付時間 月～金 9時～16時(祝日・年末年始除く)

彦根市障害者福祉推進員

内 容 精神障害のある人の自立支援に関して、本人またはその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行います。

氏 名	住 所	電話番号	FAX番号
天野 佳則	彦根市開出今町	090(3288)8681	
奥村 ますみ	彦根市南川瀬町	0749(25)3015	0749(25)3015
川分 洋子	彦根市堀町	0749(28)1807	0749(28)1807
田中 智恵子	彦根市船町	0749(23)5279	0749(23)5279
川並 正幸	彦根市鳥居本町	090(2384)7060	0749(23)2088

地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)

地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)とは? 「地域アドボケーター(滋賀県地域相談支援員)」は、自身で相談することが難しい障害のある人に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害のある人の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担っています。障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図ります。

湖東地域アドボケーター一覧

所属・地域	氏 名	電話番号	FAX番号
障害者自立支援センター 葦の舟	片岡 博	070(1744)3535	0749(23)8942
彦根市	岸田 清次	090(8445)6860	0749(28)0225
彦根市	奥村 ますみ	090(1391)7602	-
多賀町	柴田 勝義	0749(47)1658	-



びょういん たいせつ くすり の たいせつ 病院にかかる大切さ・薬を飲む大切さ

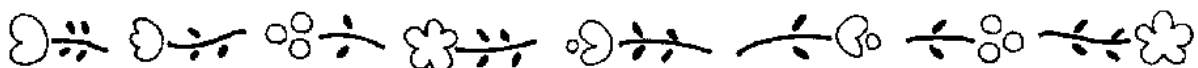
しょうじょう おき つ しょうじょう
症状が落ち着いてくると、薬を飲まなくてもいいのでは…と思う人がお
られます。

そういう時は、具合がいいから薬が不要なのではなく、薬を飲んでいるか
ら具合がいいのです。また具合が悪くならないように、予防として飲んでもら
っている場合もあります。

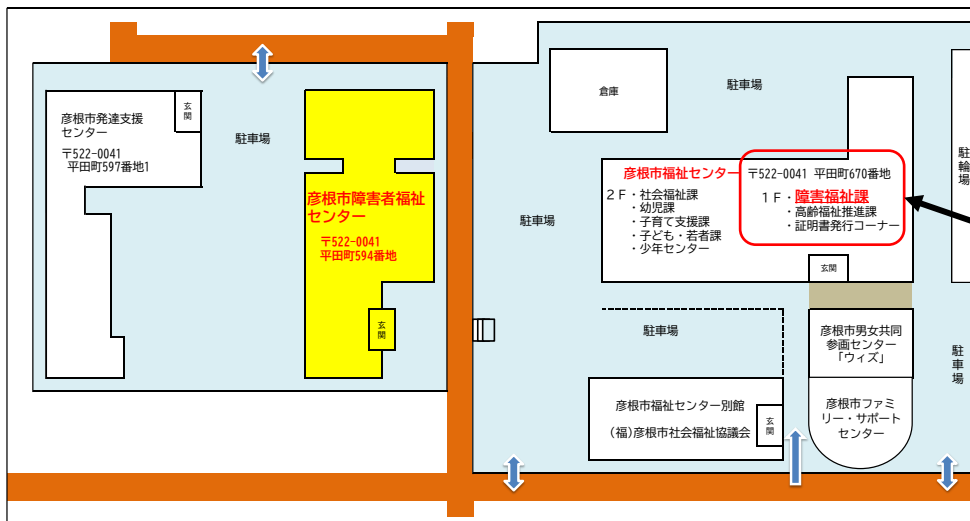
また、副作用が嫌だから飲まないという人もおられますが、副作用と病状
の再燃とどちらが困るかを考えてみましょう。

せいしんしっかん まんせい けい か ばあい こうけつあつ とうようびょう おな
精神疾患で慢性の経過をたどる場合は、高血圧や糖尿病と同じように、
ふくやく かんり ひつよう びょうき か ぜ なお なお
服薬による管理が必要な病気なのです。風邪のように治る、治らないというも
のとは少し違います。

しゅじい せんせい そうだん ちりょう つづ
主治医の先生に相談をしながら、あせらず、ゆっくりと治療を続けましょう。



【福祉センターへのアクセスマップ】



福祉センター
周辺図

障害福祉課
はここ